

一般社団法人
中部産業連盟定款

平成24年4月1日



一般社団法人 中部産業連盟定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、一般社団法人中部産業連盟（英語ではCentral Japan Industries Association）と称する。また、略称は「中産連」（英語ではChuSanRen）とする。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

2 本法人は、理事会の決議により、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本法人は、主として中部圏における経営に関する調査、研究、人材育成、診断指導及びその普及等を行うことにより、経営の合理化・近代化を図り、もってわが国経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本法人は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 経営管理理論と手法に関する調査、研究、開発並びに情報の収集及び提供
 - (2) 産業に関する調査、研究並びに情報の収集及び提供
 - (3) 経営診断、指導及び審査
 - (4) 講習会、研修会、講演会、研究会、展示会等の開催及び各種視察団の派遣並びに検定、資格付与
 - (5) 経営管理理論と手法に関する国際協力
 - (6) 内外関係機関との連絡提携及び協力
 - (7) 職業紹介事業及び労働者派遣事業
 - (8) 前各号に関する研修施設の運営
 - (9) 前各号に関する出版物、教材等の物品販売
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 会 員

(種 別)

第5条 本法人は、通商及び産業に関係ある法人及びそれに準ずるもの又はこれらのものを構成員とする団体であって、次条の規定により本法人の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本法人の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体の会員にあっては、本法人に対する代表者としてその権利を行使する者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出るものとする。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届を会長に届け出なければならない。

(会費の負担)

第7条 会員は、本法人の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、総会の定めるところにより、会費を負担しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、事前にその旨を書面をもって会長に届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって除名することができる。

- (1) 本法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉をき損し又は設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項の手続きを経て、会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 第8条及び第9条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が解散したとき。
- (2) 総会員の同意があったとき。
- (3) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

2 会員が、第8条、第9条及び前項の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する

権利を失い、また義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定する事項及びこの定款で定める事項を決議する。

2 個々の総会においては、第14条第2項の規定によりあらかじめ通知した事項以外の事項については、決議することができない。

(開 催)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年1回、事業年度終了後90日以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

4 前項第2号の規定により請求があったときは、会長は請求があった日から6週間以内に総会を招集しなければならない。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的である事項及び書面又は電磁的方法（以下、「書面等」という。）による議決権の行使をすることができることを示して、書面をもって、開催の日の2週間前までに会員に通知しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会であらかじめ定めた順序によりこれにあたる。

(議決権)

第16条 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決 議)

第17条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有

する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、書面等による議決権の行使の結果、総会の開催前に、複数の理事及び監事の選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であつて、当該総会において議長が当該選任議案を、候補者全員一括で決議することを出席している議場の会員に諮り、それに異議が出ないときは、当該候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の三分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第18条 会員は代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を総会ごとに本法人に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権を証明する書類は、総会の日から3ヶ月間、本法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(書面による議決権行使)

第19条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面等をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により書面等によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

- 3 第1項の議決権行使書面等は、総会の日から3ヶ月間、本法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した会員のうち総会で選任された議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない。
- 3 前項の議事録は、本法人の主たる事務所に総会の日から10年間、従たる事務所に5年間備え置くものとする。

(総会の決議の省略)

第21条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき会員の全員が書面等により同意の意思表示を示したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会への報告の省略)

第22条 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことについて会員の全員が書面等により同意の意思表示を示したときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

第 5 章 役 員

(種 別)

第23条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事及び15名以内を常任理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって「一般社団法人及び一般財團法人に関する法律」上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選 任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって、会員代表者のうちからこれを選任する。ただし、会員代表者以外の者を本法人の理事又は監事とする必要のある場合は、理事にあっては10名、監事にあっては1名を限度として選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事には、本法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

4 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

5 理事又は監事に変更があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その

業務を執行する。また、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、理事会であらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、本法人の業務を分担執行する。
- 6 常任理事は、理事会から諮問された事項を処理する。
- 7 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を総会及び理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、第3項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。
- 6 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- 7 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠として選任された監事の任期は、第1項の規定にかかわらず、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報 酬)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の損害賠償責任の免除)

第30条 本法人は、役員の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次の取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引
- (3) 本法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第32条 本法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事（会長、副会長）及び業務執行理事（専務理事、常務理事）の選定及び解職

2 理事会は、次の事項、その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) その他法令で定める事項

(開 催)

第34条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から、会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 監事から、第26条第3項に規定する場合において、会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、理事会の招集の請求があったとき。

2 前項第2号又は第3号の規定により請求があったときは、会長は請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(招 集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催の日の1週間前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会であらかじめ定めた順序によりこれにあたる。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 第1項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した会長、副会長及び監事が、記名押印しなければならない。

第 7 章 名誉会長、顧問及び相談役

(名誉会長、顧問及び相談役)

第39条 本法人に任意の機関として1名の名誉会長、15名以内の顧問、10名以内の相談役を置く

ことができる。

- 2 名誉会長は、本法人の会長であった者から、顧問及び相談役は、本法人の運営に特に功労のあった者並びに公職、学識経験者の中から、総会の決議により、会長がこれを委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、本法人の運営に関する基本的事項について、会長の諮問に応じ、又は会長に対し意見を述べることができる。
- 4 相談役は、本法人の業務の遂行に関する重要事項について、会長の諮問に応じ、又は会長に対し意見を述べることができる。
- 5 名誉会長、顧問及び相談役の任期については、第27条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 6 名誉会長、顧問及び相談役は無報酬とする。

第 8 章 審議役及び審議会

(審議役)

第40条 本法人に任意の機関として30名以内の審議役を置くことができる。

- 2 審議役は、人格、識見の高い者の中から、理事会の決議により、会長がこれを委嘱する。
- 3 審議役は、本法人の業務の遂行に関する重要事項について、会長の諮問に応じ、又は会長に対し意見を述べることができる。
- 4 審議役の任期については、第27条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 審議役は無報酬とする。

(審議会)

第41条 本法人に、任意の機関として、審議会を置く。

- 2 審議会は、会長、副会長、専務理事、常務理事、常勤の理事及び審議役をもって構成する。
- 3 審議会は、会長の諮問により、業務の執行その他本法人の運営に関し必要な事項を審議する。
- 4 審議会は、必要と認めた場合に会長が招集し、議長にあたる。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会であらかじめ定めた順序によりこれにあたる。

第 9 章 参 与

(参 与)

第42条 本法人に任意の機関として10名以内の参与を置くことができる。

- 2 参与は、経営管理に関し専門的な知識経験を有する者の中から、理事会の決議により、会長がこれを委嘱する。
- 3 参与は、会長の定めるところにより、本法人の事業の企画に参画する。
- 4 参与の任期については、第27条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 参与に対しては、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

第 10 章 評議員及び評議員会

(評議員)

- 第43条 本法人に任意の機関として80名以上100名以内の評議員を置く。
- 2 評議員は、総会の決議によって、会員代表者のうちからこれを選任する。
 - 3 評議員は、理事会が特に必要と認めた本法人の運営に関する事項を審議する。
 - 4 評議員の任期及び解任については、第27条第1項、第2項及び第28条の規定を準用する。
 - 5 評議員は無報酬とする。

(評議員会)

- 第44条 本法人に、任意の機関として、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、評議員をもって構成し、理事及び監事は評議員会に出席して意見を述べることができる。
 - 3 評議員会は、理事会の諮問に応じ、特に必要と認めた本法人の運営に関する事項を審議する。
 - 4 評議員会は、必要と認めた場合に会長が招集し、議長にあたる。また、会長に事故あるときは会長が欠けたときは、理事会であらかじめ定めた順序によりこれにあたる。

第 11 章 資産及び会計

(事業年度)

- 第45条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第46条 本法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始前に、会長が作成し理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、また写しを従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

- 第47条 本法人の事業報告及び決算については、会長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 公益目的支出計画実施報告書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総

会に提出し、第1号、第6号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(収支差益の処分)

第48条 本法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

2 収支決算に差益が生じた場合において、繰り越した差損があるときはその補填に充て、なお差益のあるときは総会の決議を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し、又は積立てるものとする。

(資産の管理)

第49条 本法人の資産は、会長が管理し、その管理の方法は理事会の決議による。

(長期借入金)

第50条 本法人が返済期間1年を超える資金の借入れをしようとするときは、理事会の決議をもって行うものとする。

第 12 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 本法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第53条 本法人の解散する際に有する残余財産は、総会の決議を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 13 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第54条 本法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 14 章 補 則

(委員会)

- 第55条 本法人は事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。
- 2 委員会の設置及び改廃は、理事会の決議による。
 - 3 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。ただし、委員長は、理事がその任に当る。
 - 4 委員会の組織及び運用に関する事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(事務局)

- 第56条 本法人に事務局を設け、所要の使用人を置く。
- 2 事務局を統括する総合事業本部長は、理事会の決議によって会長が任免する。
 - 3 事務局及び使用人に関する必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(委 任)

- 第57条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(法令の準拠)

- 第58条 この定款に定めのない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本法人の最初の代表理事は、会長として池淵浩介、副会長として岩田義文、竹内弘之とする。
- 3 本法人の最初の業務執行理事は、専務理事として五十嵐暁とする。
- 4 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 社団法人中部産業連盟の諸規則等は、一般社団法人中部産業連盟の諸規則等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。